

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

次 第

日時 令和元年8月22日(木)
午後3時～
場所 市役所2階 200会議室

1 開会・挨拶

2. 議題等

- (1) 元気城下町号の車両入替について . . . 資料1
- (2) 協議会設置要綱の改正について . . . 資料2
- (3) 消費税率改定後の運賃について
- (4) 安堵町コミュニティバスの運賃改定について . . . 資料3
- (5) 元気平和号の路線上に「下三橋町」停留所を新設したことの報告 . . . 資料4

3 閉会

令和元年度 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 名簿

令和元年8月22日(木) 15時00分～

大和郡山市役所 200会議室

所属団体名	役職	委員氏名	代理出席者職	代理出席者氏名
1 大和郡山市	市長	上田 清		
2 大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博		
3 大和郡山市平和地区自治連合会	会長	上田 房雄		
4 一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男		
5 公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之		
6 奈良交通株式会社	乗合事業部統括部長	米田 佳弘	乗合事業部統括課長	木村 一郎
7 近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	伊藤 徳男	運輸企画専門官	小西 聡
8 奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	霜永 勝一	幹事代理	東 由章
9 奈良県県土マネジメント部地域交通課	課長	西村 和也	地域交通課係長	吉田 尚起
10 奈良県郡山土木事務所	所長	村田 淳	計画調整課長	浜本 雄司
11 郡山警察署	署長	松本 昌二	交通課長	杉澤 克典

(順不同)

(事務局)

大和郡山市 総務部 企画政策課	課長	榎並 毅
〃	係長	渡辺 弘登
〃	係員	西田 和弘

(案)

令和 年 月 日

近畿運輸局長

八木 一夫 殿

大和郡山市長 上田 清

大和郡山市コミュニティバス運行車両の代替について（要請）

拝啓 時下貴局ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、以前より当市が奈良交通株式会社に運行を委託しているコミュニティバスについて、沿線住民の生活を送るための重要な交通手段となっております。また、最近では高齢化にともない免許返納を行う高齢者も増加する傾向にあるなど、公共交通機関としてのコミュニティバスの重要性は日々増してきております。

現状、当コミュニティバスの利用人員は、現行の車両型式で輸送需給が釣り合う利用実績で推移しているところ、バリアフリー設備を搭載し定員が減少すること、または定員確保のため車両を大型化する場合には通行困難な狭隘な経路が存在することから、現段階において車両を代替する場合は、日々の運行経費等も考慮し、移動円滑化基準に適合しない車両であります。現行と同型（※注）で運行する方針としております。当方針につきましては、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会に諮り、了承を得たものでございます。

この度、車両が老朽化している元気城下町号の車両代替を実施するにあたっては、上記のような事情をお含みいただきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

（※注）トヨタハイエース型車両

(案)

○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に規定する協議会の性格を有するものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者が市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県県土マネジメント部地域交通課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。
- 5 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 6 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

安堵町コミュニティバス新運賃表(案)

<現状>

	西安堵	安堵町役場	額安寺口	平端駅
法隆寺駅	190円	230円	300円	300円

<変更案>

※今まで230円の区間のみ10円増額

	法隆寺駅	興留	安富橋	西安堵	安堵町役場	平端駅
法隆寺駅		190円	190円	190円	<u>240円</u>	300円
興留	190円		190円	190円	<u>240円</u>	300円
安富橋	190円	190円		190円	190円	300円
西安堵	190円	190円	190円		100円	200円
安堵町役場	<u>240円</u>	<u>240円</u>	190円	100円		200円
平端駅	300円	300円	300円	200円	200円	

<参考>

○奈良交通(かしの木台線)

	法隆寺駅	興留	安富橋	西安堵	安堵町役場
法隆寺駅		190円	190円	190円	<u>240円</u>
興留	190円		190円	190円	<u>240円</u>
安富橋	190円	190円		190円	190円
西安堵	190円	190円	190円		190円
安堵町役場	<u>240円</u>	<u>240円</u>	190円	190円	

安堵町バス路線図

平成31年4月1日改正(町コミュニティバス)
平成31年3月16日改正(奈良交通)

安堵町コミュニティバス 奈良交通(株)路線バス(かしの木台住宅線) 時刻表

— 町コミュニティバス中通りルート
— 町コミュニティバス南回りルート
— 奈良交通バス かしの木台住宅線ルート
● 停留所

※町コミュニティバスと奈良交通(株)路線バスと一部重複ルート・停留所が異なります。ご利用の際は、お間違いないようご注意ください。

報告

